

2. 5 処理土利用時の基準

処理土の利用に際しては、事前に周辺環境を調査し、覆土・敷土、排水処理等の環境対策を行い、生活環境の保全上支障を生じさせないようにしなくてはならない。

【解説】

1) 処理土利用時

- ①処理土が生活環境保全上の基準を満たしていること、利用用途毎に設計図書で規定された要求品質に適合していること、等を発注者が確認する。
- ②流出、のり面崩壊対策等、一般的な土構造物と同様の設計、施工上の配慮を行う。
- ③建設汚泥の再生利用に際しては、事前に周辺環境を調査し、覆土・敷土および排水処理等の環境対策を行い、生活環境の保全上支障を生じさせないようにしなければならない。
- ④処理土を用いた盛土や埋戻し等の計画に当たっては、環境対策を検討するため、必要な調査を行う。
- ⑤処理土利用工事の施工前、施工中および施工後には、必要に応じて水質観測を行い周辺水質への影響がないことを確認する。
- ⑥工事区域からの排水は、周辺水域への影響がないよう、関係法令を遵守し、適切な処理を施す。
- ⑦処理土による造成地盤上に植栽を行う場合、植物の良好な生育を促すため、客土や排水工等の対策を実施することが望ましい。
- ⑧処理土を用いた盛土や埋戻し等の施工に当たっては、それぞれの利用用途に定められた指針等の基準に従って転圧等の施工管理を行う。
- ⑨脱水処理や乾燥処理による処理土の利用にあたっては、適切な締固めや使用部位に注意し、地下水・雨水等の侵入による処理土の機能や耐久性が低下しないことを確認して、必要に応じて適切な対策を行い利用する必要がある。
- ⑩施工管理項目及び写真管理項目【様式－3】により管理すること。

2) 石灰・セメントによる改良土^{*1)} 利用時

- ①再資源化の方法によっては改良土のpHが高くなることがあるが、このような場合は表流水、浸出水が公共用水域へ流出しないように排水処理や盛土等の設計上の配慮(覆土、敷土等)を行うこと。

* 1) 改良土とは、処理土のうち、セメント・石灰等による安定処理を行ったものをいう。